

青森県報

号外第三十八号

平成二十年
三月三十一日
(月曜日)

目 次

規 則

青森県地方独立行政法人法施行細則	一
青森県災害対策本部に関する規則の一部を改正する規則	三
青森県庁舎管理規則の一部を改正する規則	三

訓 令

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令	四
津軽・下北地域開発推進連絡会議規程の一部を改正する訓令	五
青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令	五
本庁電話交換員就業規則の一部を改正する訓令	六
本庁守衛等就業規則の一部を改正する訓令	六
青森県民間資金等活用事業推進会議規程の一部を改正する訓令	六
青森県広報・広聴事務に関する規程の一部を改正する訓令	七
青森県青少年行政連絡会議規程の一部を改正する訓令	七
青森県企業誘致対策連絡会議設置規程の一部を改正する訓令	八

雑 報

青森県新産業都市建設事業団理事長、非常勤の理事及び監

事の報酬並びに費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

青森県新産業都市建設事業団非常勤の理事の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則

(新産業都市建設事業団) … 八

規 則

青森県地方独立行政法人法施行細則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十二号

青森県地方独立行政法人法施行細則

(趣旨)

第一条 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。)の施行については、地方独立行政法人法施行令(平成十五年政令第四百八十六号)、地方独立行政法人法施行規則(平成十六年総務省令第五十一号)及び青森県地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例(平成二十年三月青森県条例第二号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(業務方法書の記載事項)

第二条 法第二十二条第二項の規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 地方独立行政法人(以下「法人」という。)の定款に規定する業務に関する事項

二 業務委託の基準

三 競争入札その他契約に関する基本的事項

四 その他法人の業務の執行に必要事項

(中期計画の認可の申請)

第三条 法人は、法第二十六条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとする

ときは、中期計画を記載した申請書を当該中期計画の最初の事業年度開始の日の三十日前までに（法人の成立後最初の中期計画については、法人の成立後遅滞なく）知事に提出しなければならない。

2 法人は、法第二十六条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

（中期計画に記載する業務運営に関する事項）

第四条 法第二十六条第二項第七号の規則で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

一 施設及び設備に関する計画

二 人事に関する計画

三 法第四十条第四項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

四 その他法人の業務運営に関し必要な事項
（年度計画の記載事項等）

第五条 法第二十七条第一項の年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 法人は、前項の年度計画を変更したときは、法第二十七条第一項後段の規定により、変更した事項及びその理由を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価の手続）

第六条 法人は、法第二十八条第一項の規定により各事業年度における業務の実績について青森県地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後三月以内に評価委員会に提出しなければならない。

（中期目標に係る事業報告書の記載事項）

第七条 法第二十九条第一項の中期目標に係る事業報告書においては、当該中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにしなければならない。

（中期目標に係る業務の実績に関する評価の手続）

第八条 法人は、法第三十条第一項の規定により中期目標の期間における業務の実績について評価委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を当該中期目標の期間の終了後三月以内に評価委員会に提出しなければならない。

（特定の償却資産の指定等）

第九条 知事は、法人が業務のために取得しようとし、又は取得した償却資産について、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、当該償却資産を指定することができる。

2 前項の規定による指定を受けた償却資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、当該償却資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

3 知事は、第一項の規定により指定した償却資産について、当該指定に係る事由が存しなくなったと認められる場合は、当該指定を取り消すことができる。

（財務諸表）

第十条 法第三十四条第一項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成十六年三月二十四日総務省告示第二百二十一号）に定めるキャットシユ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

（財務諸表等の閲覧期間）

第十一条 法第三十四条第四項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 次号に掲げる法人以外の法人 五年

二 法第六十八条第一項に規定する公立大学法人 六年

（剰余金の使途に係る承認の手続）

第十二条 法人は、法第四十条第一項に規定する残余がある場合において、その残余の額の全部又は一部を同条第三項の規定により翌事業年度に係る認可中期計画に定める剰余金の使途に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出し、同項の規定による承認を受けなければならない。

一 承認を受けようとする金額

二 前号の金額を充てようとする剰余金の使途

2 前項の申請書には、法第四十条第一項に規定する残余がある事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（積立金の処分に係る承認の手続）

第十三条 法人は、中期目標の期間の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る法第四十条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は

一部を同条第四項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、同項の規定による承認を受けなければならない。

一 承認を受けようとする金額

二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、当該期間最後の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(納付金の納付の手続)

第十四条 法人は、法第四十条第六項に規定する残余があるときは、同項の規定により納付する残余(以下「納付金」という。)の額の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを知事に提出しなければならない。ただし、前条第一項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

(納付金の納付期限)

第十五条 納付金は、期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

(短期借入金への認可の申請)

第十六条 法人は、法第四十一条第一項ただし書の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 借入れ又は借換えを必要とする理由

二 借入れ又は借換える額

三 借入先又は借換先

四 借入れ又は借換える利率

五 償還の方法及び期限

六 利息の支払の方法及び期限

七 その他知事が必要と認める事項

(重要な財産の処分等の認可の申請)

第十七条 法人は、法第四十四条第一項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること(以下「処分等」という。)について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 処分等に係る財産の内容及び予定価格(適正な対価を得て売却以外の方法により処分等を行う場合にあつては、その適正な見積価額)

二 処分等の条件

三 処分等の方法

四 法人の業務運営上支障がない旨及びその理由

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 法人の成立の際法第六十六条第一項の規定により法人に承継された権利に係る財産のうち償却資産については、第九条第一項の規定による指定があつたものとみなす。

青森県災害対策本部に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十三号

青森県災害対策本部に関する規則の一部を改正する規則

青森県災害対策本部に関する規則(昭和三十八年四月青森県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

別表中南地方支部の項中「岩木川第一発電所長」を削る。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十四号

青森県庁舎管理規則の一部を改正する規則

青森県庁舎管理規則（昭和四十二年四月青森県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第二百三十八条の四第四項」を「第二百三十八条の四第二項第四号の規定に基づく行政財産の貸付け又は同条第七項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

青森県訓令第十四号

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾
各 出 先 機 関
庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令

青森県文書取扱規程（昭和三十六年八月青森県訓令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第八号中「郵便料金計器計示額報告書」を「郵便等料金計器計示額報告書」に、「郵便料金表示額記録簿」を「郵便等料金表示額記録簿」に改める。

第二十一条中「第二十二条」を「第二十一条」に改め、「除く。」の下に「信書便物（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項に規定する信書便物をいう。以下同じ。）」を加え、同条第四号中「第二十三条」を「第二十二條」に改める。

第二十二條第一項中「郵便物」の下に「信書便物」を加え、同項の表第三号中「使送文書」の下に「信書便物」を加え、同表第七号中「郵便物」の下に「及び信書便物」を加える。

第二十三條第一号中「又は郵便物」を「郵便物又は信書便物」に改め、同条第二号中「郵便物」の下に「信書便物」を加える。

第五十條第一項中「（外国郵便を除く。）によるもの」を削り、「内容証明、引受時刻証明、代金引換え及び特別送達」を「及び代金引換え」に改め、「ものを除く。」の下に「及び信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便をいう。）によるもの」を加える。

第五十三條第一項第三号中「郵便料金計器計示額報告書及び郵便料金表示額記録簿」を「郵便等料金計器計示額報告書及び郵便等料金表示額記録簿」に改める。

第七十七條第一項中「郵便物」の下に「信書便物」を加え、同項第一号及び第二号中「郵便物」の下に「及び信書便物」を加える。

別表第二中

海	民	中	活	文	化	課	青	海	文		
課	青	海	文	課	青	海	文	課	青	海	文

を

海	民	中	活	文	化	課	青	海	文		
課	青	海	文	課	青	海	文	課	青	海	文

に

海	外	産	業	経	済	交	流	推	進	チ	ャ	ー	ム	課	青	海	産		
課	青	海	産	課	青	海	産	課	青	海	産	課	青	海	産	課	青	海	産

を

海	民	中	活	文	化	課	青	海	文		
課	青	海	文	課	青	海	文	課	青	海	文

に改める。

別表第三青森県立保健大学の項及び青森県シンガポール事務所の項を削る。

第十号様式の二中「郵便料金計器計示額報告書」を「郵便料金計器計示額報告書」に、「郵便料金計器の」を「郵便料金計器の」に、

郵便料金計器計示額 を

郵便料金計器計示額 に、「郵便料金額」を「郵便料金額」に改める。

第十号様式の三中「郵便料金使用記録簿」を「郵便料金使用記録簿」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十五号

庁 中 一 般

津軽・下北地域開発推進連絡会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

津軽・下北地域開発推進連絡会議規程の一部を改正する訓令

津軽・下北地域開発推進連絡会議規程（昭和五十七年七月青森県訓令甲第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「公営企業課長」を削る。

別表第二中「国際課長」を削り、「商工政策課長」の下に、「国際交流推進課長」を、「監理課長」の下に、「整備企画課長」を加え、「県土整備部に置かれる職のうち公営企業課長が指名するもの」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十六号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令

青森県災害対策本部の班に関する規程（昭和三十八年八月青森県訓令甲第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項の表環境生活部の部中

県民生活文化班	県民生活文化課長
国際班	国際課長

を

に改め、同表商工労働部の部

県民生活文化班	県民生活文化課長
---------	----------

労政・能力開発班	労政・能力開発課長
海外産業経済交流推進班	海外産業経済交流推進子 ムリーダー

を

に改め、同表県土整備部の部

国際交流推進班	国際交流推進課長
労政・能力開発班	労政・能力開発課長

中

高規格道路・津軽ダム
対策班
高規格道路・津軽ダム対
策課長

公営企業班	公営企業課長
高規格道路・津軽ダム 対策班	高規格道路・津軽ダム対 策課長

を
に改める。

第二条第三項を次のように改める。

3 班は、それぞれ前項の表の下欄に掲げる職にある者の置かれた課、室及びチームに所属する職員をもつて編成する。

第三条国際班の項を削り、同条新産業創造班の項の次に次のように加える。

国際交流推進班

一 他の班の実施事項の応援に関すること。

第三条海外産業経済交流推進班の項及び公営企業班の項を削る。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十七号

庁 中 一 般

本庁電話交換員就業規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

本庁電話交換員就業規則の一部を改正する訓令

本庁電話交換員就業規則（昭和三十三年四月青森県訓令甲第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「午後五時十五分」を「午後五時三十分」に改める。

第四条中「第七条」を「第八条」に改める。

第五条中「四十五分」を「一時間」に改める。

第十四条を第十五条とし、第七条から第十三条までを一条ずつ繰り下げる。

第六条中「前条」を「前一条」に改め、同条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（特別の事情がある電話交換員の休憩時間等）

第六条 第三条及び前条の規定にかかわらず、防災消防課長は、育児、介護、通勤等に関する特別の事情がある電話交換員から申出があつた場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、当該電話交換員の前条の休憩時間を午前十一時三十分から午後一時三十分までの間に四十五分間とし、当該電話交換員の第三条の就業時間の終業の時刻を十五分繰り上げることができる。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十八号

庁 中 一 般

本庁守衛等就業規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

本庁守衛等就業規則の一部を改正する訓令

本庁守衛等就業規則（昭和三十一年六月青森県訓令甲第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「午後五時十五分」を「午後五時三十分」に改める。

第四条中「第六条」を「第七条」に改める。

第五条中「午前十一時十五分」を「午前十一時」に、「午後零時四十五分」を「午後一時」に、「四十五分間」を「一時間」に改める。

第十五条を第十六条とし、第六条から第十四条までを一条ずつ繰り下げ、第五条の次に次の一条を加える。

（特別の事情がある守衛等の休憩時間等）

第六条 第三条及び前条の規定にかかわらず、財産管理課長は、育児、介護、通勤等に関する特別の事情がある守衛等から申出があつた場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、当該守衛等の前条の休憩時間を午前十一時十五分から午後零時まで又は午後零時から午後零時四十五分までのいずれかの四十五分間とし、当該守衛等の第三条の就業時間の終業の時刻を十五分繰り上げることができる。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県訓令第十九号

庁 中 一 般

青森県民間資金等活用事業推進会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県民間資金等活用事業推進会議規程の一部を改正する訓令

青森県民間資金等活用事業推進会議規程（平成十四年五月青森県訓令第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中、「公営企業課長」を削る。

別表第二中、「経営管理課長」を、「経営企画室長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県訓令第二十号

庁 中 一 般

青森県広報・広聴事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県広報・広聴事務に関する規程の一部を改正する訓令

青森県広報・広聴事務に関する規程（平成元年三月青森県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを、「（報道監）」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「広報広聴総括責任者は、上司の命を受けて、各部局の」を「報道監（組織規則

第二十条の三第一項及び第二十五条の二の三第一項に規定する報道監をいう。以下同じ。）は、その「に」、「整理及び調整」を「総括整理」に、「政策調整課」を「企画政策部」に改め、同項を同条とする。

第五条第三項中「広報広聴総括責任者」を「報道監」に改める。

第六条第一項中「広報広聴総括責任者」を「報道監」に、「整理し、及び調整し」を「総括整理し」に改める。

第七条第二項中「広報広聴総括責任者」を「報道監」に改め、同条第三項中「政策調整課長が、企画政策部長及び政策調整課長がともに不在のときは政策調整課長」を「企画政策部長」に、「政策調整課の職員が、」を「企画政策部の報道監が」に改める。

第九条中「広報広聴総括責任者」を「報道監」に改める。
第十条を削り、第十一条を第十条とする。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県訓令第二十一号

庁 中 一 般

青森県青少年行政連絡会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県青少年行政連絡会議規程の一部を改正する訓令

青森県青少年行政連絡会議規程（昭和五十六年二月青森県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「国際課長」を削り、「商工政策課長」の下に「国際交流推進課長」を加える。

別表第二中「学校施設課長、義務教育課長、県立学校課長」を「学校教育課長、教職員課長、学校施設課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第二十二号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県企業誘致対策連絡会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県企業誘致対策連絡会議設置規程の一部を改正する訓令

青森県企業誘致対策連絡会議設置規程（昭和三十七年一月青森県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

別表二中「公営企業課長」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

雑 報

青森県新産業都市建設事業団理事長、非常勤の理事及び監事の報酬並びに費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

青森県新産業都市建設事業団

理事長 三 村 申 吾

青森県事業団規則第一号

青森県新産業都市建設事業団理事長、非常勤の理事及び監事の報酬並びに費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

青森県新産業都市建設事業団理事長、非常勤の理事及び監事の報酬並びに費用弁償

に関する規則（昭和三十九年二月青森県事業団規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の非常勤の理事及び監事の項中「給与条例第三条第一項第七号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員の職務以外の職務にある者」を「県の一般職の職員」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県新産業都市建設事業団理事長、非常勤の理事及び監事の報酬並びに費用弁償に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

青森県新産業都市建設事業団常勤の理事の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

青森県新産業都市建設事業団

理事長 三 村 申 吾

青森県事業団規則第二号

青森県新産業都市建設事業団常勤の理事の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則

青森県新産業都市建設事業団常勤の理事の給与及び旅費に関する規則（昭和三十九年二月青森県事業団規則第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「県職員のうち給与条例第三条第一項第七号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員の職務以外の職務にある者」を「県の一般職の職員」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県新産業都市建設事業団理事長、非常勤の理事及び監事の報酬並びに費用弁償に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（発行者・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第一問屋町三丁目一番七十七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十五円一銭